

<一般教育訓練給付支給申請の郵送による手続きについて>

一般教育訓練給付支給申請については、原則来所による手続きとしていますが、在職中でハローワーク開庁時間に来所することが困難な方におかれましては、「郵送」での手続きが可能です。

必要書類については、以下のとおりです。

教育訓練給付金支給申請書 ★

※雇用保険の被保険者番号の記入漏れにご注意ください

教育訓練修了証明書

領収書の写し

教育訓練経費確認書（一般教育訓練版） ★

運転免許証又はマイナンバーカードの写し

払渡希望金融機関の通帳の写し

※金融機関名・支店名・口座番号・申請者氏名が分かる面が必要です

来所できない理由書

※裏面をご利用いただいて差し支えありません

返還金明細書

※事業主等から経費の補助があった場合のみ必要です

返信用封筒

※切手の貼付は不要です

ご確認ください！

★の書類については、愛知労働局のHPに掲載されていますので、印刷のうえ、ご記入ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/newpage_01209.html



お問い合わせ先 ハローワーク一宮 雇用保険給付課
〒491-8509 一宮市八幡4-8-7
TEL：0586-45-2048（部門コード 11#）

(会社名)

私は、 _____ にて在職中であり、ハ
ローワークの開庁時間に来所することができないため、郵送
での申請を希望します。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

(署名の場合は押印不要)